

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境保全課】 2 2 1 2

北九州市告示第312号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成24年8月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱化学株式会社黒崎事業所
執行役員事業所長 福田信夫

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱化学株式会社黒崎事業所

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

特定施設号番号及び名称	37号イ 洗浄施設（D-631）
型式	カラム型再生塔
構造	円筒型両鏡下部網付
能力	製品 5 m ³ /日

イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	許可日以後
工事完成予定年月日	許可日以後
使用開始予定年月日	許可日以後

ウ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間及び季節的変動

使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	無し

エ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

	通常	最大
汚水量 (m ³ /日)	240	240
水素イオン濃度	5～14	5～14
化学的酸素要求量 (mg/L)	200	50,000
浮遊物質量 (mg/L)	20	30
窒素含有量 (mg/L)	5	5
リン含有量 (mg/L)	1	1

(4) 汚水等の処理方法に関する事項

ア 処理施設の名称、能力及び処理の方法

処理施設の名称	排水処理設備ASA2
能力	14,000m ³ /日
処理の方法	凝集沈殿処理、活性汚泥処理

イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日	既設
-------------------------	----

ウ 使用時における当該汚水処理施設による設置前及び設置後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

	設置前	設置後
汚水量 (m ³ /日)	通常 11,757 最大 13,120	通常 12,017 最大 13,406
水素イオン濃度	通常 6～9 最大 6～9	通常 6～9 最大 6～9
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常 149.1 最大 205	通常 146.8 最大 205
浮遊物質量 (mg/L)	通常 63.4 最大 80	通常 62.7 最大 80
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	通常 — 最大 4	通常 — 最大 4
フェノール類含有量 (mg/L)	通常 — 最大 9	通常 — 最大 9
窒素含有量	通常 127.2	通常 125.1

(mg/L)	最大 240	最大 240
磷含有量	通常 8.5	通常 8.4
(mg/L)	最大 34	最大 34

(5) 設置の許可申請のあった施設からの排水に関する事項

ア 排水口名

排水口No. 5

イ 排出水量及び汚染状態

	設置前	設置後
汚水量 (m ³ /日)	通常 88,490 最大 112,160	通常 88,066 最大 111,762
水素イオン濃度	通常 5~9 最大 5~9	通常 5~9 最大 5~9
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常 35.1 最大 45	通常 34.8 最大 45
浮遊物質 (mg/L)	通常 30 最大 40	通常 30 最大 40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	通常 — 最大 1	通常 — 最大 1
フェノール類含有量 (mg/L)	通常 — 最大 1	通常 — 最大 1
ふっ素含有量 (mg/L)	通常 — 最大 6.7	通常 — 最大 6.7
窒素含有量 (mg/L)	通常 60 最大 120	通常 59 最大 120
磷含有量 (mg/L)	通常 1.85 最大 7	通常 1.85 最大 7

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年8月16日から同年9月5日まで（日曜日、土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成24年9月5日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。